

事務連絡
令和元年9月10日

教育訓練給付指定講座を
運営する教育訓練施設の長 殿

厚生労働省
人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係

消費税率引上げに伴う教育訓練経費の取扱いについて

平素より、教育訓練給付関係業務の円滑な運営に格段の御配慮を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日より消費税率が10%に引上がることを受け、教育訓練給付指定講座（令和元年10月1日に新しく指定を受ける講座も含む。以下、「指定講座」とする。）の教育訓練経費の当面の取扱いを下記のとおりといたします。

貴施設におかれましては、保有する指定講座の教育訓練修了証明書発行事務や教育訓練経費の変更手続き等にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 令和元年10月1日現在、指定講座を保有し、かつ、当該講座の教育訓練経費の変更が消費税率引上げのみ（8%→10%）の場合（すなわち、税抜き教育訓練経費に変更がない場合）

同日以降、①及び②の手続きをとった場合には、同日以降発生する支給手続きにおいて生じる教育訓練経費の増額分（2%分）についても支給の対象とすることとします。

なお、この措置は、令和2年度中までに修了する指定講座にかかる支給手続きの例外的な取扱いとします。これ以降は、教育訓練経費の変更が消費税率引上げのみ（8%→10%）であったとしても、通常教育訓練経費の変更手続きがない限り、ハローワークでは変更後の教育訓練経費での支給を受け付けることが出来ませんのでご注意ください。

① 教育訓練修了証明書の備考欄に特記事項を追記

受給者がハローワークに提出するため、教育訓練実施者が受給者に対して発行する教育訓練修了証明書の備考欄に、「消費税率引上げに伴う経費の変更あり（〇〇円→△△円）」と記入してください（別紙参照）。

② 消費税増税対応用の申請様式の提出

下記URLより消費税増税対応用の申請様式をダウンロードいただき、次回申請受付期間内（10月初旬から11月初旬）に、中央職業能力開発協会あてに必要な書類を提出してください。

一般教育訓練給付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryouku/career_formation/kyouiku/03.html

特定一般教育訓練給付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryouku/career_formation/kyouiku/03_00003.html

専門実践教育訓練給付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_senmon.html

2 令和元年10月1日現在、指定講座を保有し、かつ、当該講座の教育訓練経費の変更が消費税率の引上げ（8%→10%）以上の場合（すなわち、税抜きの教育訓練経費に変更がある場合）

消費税率の引上げが契機となっていたとしても、教育訓練経費の変更が消費税率の引上げ（8%→10%）に止まらない場合については、事前に教育訓練経費の変更手続きを経ているものを除き、ハローワークでは変更後の教育訓練経費での支給を受け付けることが出来ません。

令和2年4月1日以降の教育訓練経費の変更については、教育訓練経費の変更手続きを行っていただく必要があります。

下記URLより教育訓練経費の変更に係る申請様式をダウンロードいただき、次回の申請受付期間内（10月初旬から11月初旬）に、中央職業能力開発協会あてに教育訓練経費の変更に伴う必要書類を提出してください。

一般教育訓練給付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryouku/career_formation/kyouiku/03.html

特定一般教育訓練給付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryouku/career_formation/kyouiku/03_00003.html

専門実践教育訓練給付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_senmon.html

3 令和元年10月1日の前日までを指定期間とする指定講座を保有し、かつ、当該講座の支給手続きが令和元年10月1日以降も発生するものであり、教育訓練経費の変更が消費税率引上げのみ（8%→10%）の場合

同日以降、以下の手続きをとった場合には、同日以降発生する支給手続きにおいて生じる教育訓練経費の増額分（2%分）についても支給の対象とすることとします。

教育訓練修了証明書の備考欄に特記事項を追記

受給者がハローワークに提出するため、教育訓練実施者が受給者に対して発行する教育訓練修了証明書の備考欄に、「消費税率引上げに伴う経費の変更あり(〇〇円→△△円)」と記入してください（別紙参照）。

以上、何卒ご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。

照会先：人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

中長期的キャリア形成支援係

03-5253-1111

(内線：5390・5398)

教育訓練修了証明書

住所	〒
ふりがな	
氏名	

発行日 令和 年 月 日

通番

教育訓練講座名							
指定番号							
実施方法	<input type="checkbox"/> 通学制	<input type="checkbox"/> 通信制	訓練期間	月・回			
受講開始日	令和 年 月 日	受講修了日	令和 年 月 日				

教育訓練経費					円	内訳	入学科				円
支払方法	<input type="checkbox"/> 一括	<input type="checkbox"/> 分割					受講料				円
支払手段	<input type="checkbox"/> 通常	<input type="checkbox"/> クレジット(クレジット会社名)								
割増・割引	<input type="checkbox"/> 標準額	<input type="checkbox"/> 割増(理由)				<input type="checkbox"/> 割引(理由)			

備考	消費税率引上げに伴う経費の変更あり(〇〇円→△△円)
----	----------------------------

以上のとおり、表記の受講者が、当教育訓練施設の修了認定基準に照らし、表記の教育訓練講座を修了したことを証明します。

公共職業安定所長 殿

指定教育訓練実施者名
教育訓練施設の名称
所在地
電話番号
長の職名・氏名

印